

静岡市道水路に係る財産の寄附の受入れに関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道水路に係る財産の寄附の受入れに関し、静岡市法定外公共物管理条例施行規則（平成15年静岡市規則第241号。以下「規則」という。）第12条に規定する事務を円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「道水路」とは、静岡市法定外公共物管理条例（平成15年静岡市条例第252号）第2条に規定する法定外公共物で、次に掲げるものを除くものをいう。

- (1) 静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱（平成15年4月1日施行）に基づく助成金又は奨励金の交付を受ける道路
- (2) 用地の収用又は買取りの対象となる道路
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為により築造される道路
- (4) 林道
- (5) 農道
- (6) 農業用水路の用に供される普通河川

(事前相談)

第3条 道水路の寄附をしようとする者（以下「寄附申込者」という。）は、寄附に係る手続きについて、事前に市長に相談するものとする。

2 前項の相談を行う寄附申込者は、次に掲げる書類を持参しなければならない。

- (1) 案内図（縮尺500分の1から1,500分の1程度で、主要な目的物を含む申込箇所までの経路を示すもの）
- (2) 公図写し（転写した場合は、法務局備付けの公図に、縮尺、方位及び転写年月日を記載し、転写した者が記名押印したもの）
- (3) 登記事項証明書
- (4) 現況写真（申込箇所を朱枠で記したもの）
- (5) 前各号に定めるもののほか、当該道水路の状況等から、市長が必要と認める書類（寄附申込の書類）

第4条 寄附申込者は、規則第12条第1項に規定する法定外公共物寄附申込書2部（正本1部、副本1部）に次に掲げる書類をそれぞれ添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1から5,000分の1程度で、申込箇所の位置を示すもの）
- (2) 案内図（縮尺500分の1から1,500分の1程度で、主要な目的物を含む申込箇所までの

経路を示すもの)

- (3) 平面図(250分の1から500分の1程度で、申込箇所及び建物等の位置を明示したもの。既存の道水路の用途に代わるべき他の財産の寄附を受け、既存の道水路を用途廃止する(以下「付替え」という。)場合は、用途廃止要望予定箇所も明示したもの。
- (4) 公図写し(転写した場合は、縮尺、方位及び転写年月日を記載し、転写した者が記名押印したもの)
- (5) 求積図(縮尺250分の1から500分の1程度のもの)
- (6) 登記事項証明書(申請する日の前3月以内に作成されたものに限る)
- (7) 現況写真(寄附財産を朱枠で記したもの)
- (8) 土地贈与契約書(寄附申込者の押印のあるもの2部。収入印紙(1部)は寄附申込者負担)
- (9) 所有権移転登記承諾書(寄附申込者の押印のあるもの)
- (10) 印鑑証明書(申請する日の前3月以内に作成されたものに限る)
- (11) 確認書(様式第1号)
- (12) 前各号に定めるもののほか、当該寄附申込みに係る財産の状況等から、市長が必要と認める書類
(寄附の受入れ基準)

第5条 市長は、道水路に係る財産の寄附の申込みがあったときは、次に掲げる基準に従って当該申込みの内容を審査し、寄附の受入れの可否を決定するものとする。

- (1) 道路の場合は、不特定多数の者及び一般車両の通行の用に供されること。
- (2) 道路の場合は、道路通行上安全な幅員及び形状が確保されていること。
- (3) 水路の場合は、公共の利害に関係のある普通河川としての用に供されること。
- (4) 構造上安全であり、補修等を必要とする箇所がないこと。
- (5) 申込者は、申込箇所の所有者(登記名義人)であり、測量(地積更正登記)、分筆登記及び地目変更登記(公衆用道路又は用悪水路等)が完了していること。
- (6) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (7) 隣接地との筆界及び所有権界が明確であり、紛争が生じていないこと。
- (8) 寄附に当たって、市の不利益となるおそれのある条件等が付されていないこと。
- (9) 付替えの場合は、申込箇所が既存の道水路と同等以上の公共的機能を有していること。
- (10) 提出書類の内容に不備若しくは虚偽のないこと。
- (11) 前各号に定めるもののほか、寄附の受入れすることで問題等生じないこと。

(寄附の受入れ等)

第6条 市長は、道水路に係る財産の寄附の受入れを決定したときは、速やかに贈与契約を締結するものとする。

2 市長は、贈与契約の締結後直ちに、所有権移転登記手続きを行うものとする。

3 市長は、所有権移転登記が完了したときは、速やかに財産台帳の処理を行うとともに、土地贈与契約書1部及び規則第12条第2項に規定する法定外公共物登記完了通知書を寄附申込者に送付するものとする。

(寄附を受けない旨の回答)

第7条 市長は、道水路に係る財産の寄附を受けないと決定したときは、回答書(様式第2号)により、速やかに寄附申込者にその旨を回答するものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

2 道水路寄附取扱い事務処理要領(平成16年6月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

確認書（法定外公共物寄附申込）

寄附財産の表示	所在		
	地目		
	面積		
協議内容及び条件			
静岡市		申込者	
担当者		要望者 又は 代理人	⑩

※要望者又は代理人本人が署名する場合は、押印不要です。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印
()

法定外公共物寄附申込について（回答）

年 月 日付で申込のありました寄附つきましては、下記の理由により、現況、寄附を受けない旨回答します。

記

1 寄附申込財産

所	在	
地	目	
面	積	

2 理 由